

誰一人取り残されない情報伝達を目的とした実証実験運用業務に係るプロポーザル実施要領

1. 趣 旨

本要領は、滑川市が発注する「誰一人取り残されない情報伝達を目的とした実証実験運用業務」（以下「本業務」という。）の受注事業者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名：誰一人取り残されない情報伝達を目的とした実証実験運用業務

(2) 事業概要：

別紙「誰一人取り残されない情報伝達を目的とした実証実験運用業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期限：契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※実証実験の開始（市民の端末利用開始）は、遅くとも令和 7 年 11 月 1 日までとし、令和 7 年度において実証実験期間を 5 カ月程度確保すること

(4) 費用の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 7 年度費用：8,400,000 円

3. 参加資格

本業務を円滑に行う能力を有する事業者であって、次に掲げる条件を全て満たすこと。

(1) 滑川市入札参加資格者名簿に掲載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号いずれの規定にも該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(5) 企画提案書の提出日時時点で指名競争入札に係る指名停止措置を滑川市から受けていない者であること。

(6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4. 連絡先

本プロポーザルの連絡先は次のとおりとします。

【質問票提出先】

滑川市総務部財政課

E-mail : zaisei@city.namerikawa.lg.jp TEL : 076-475-1254

【参加申請書・提案書・見積書提出先】

滑川市総務部 DX 推進課 担当：麻柄

E-mail : densan@city.namerikawa.lg.jp TEL : 076-475-1527

5. 参加手続・スケジュール

日 時	分 類	内 容
5/9(金)	プロポーザル公告	市 HP より申請様式をダウンロードしてください。
5/16(金) 17 時まで	入札参加資格申請の提出	市 HP の掲載に従い、入札参加資格の申請を行ってください（名簿未掲載の事業所のみ）。
5/9(金)から 5/16(金) 17 時まで	質問票提出	市 HP に掲載する指定様式に質疑を記載し、E-mail で送信してください。
5/21(水) 17 時まで	質疑回答	市 HP に質疑への回答を掲載します。
5/9 (金)から 5/23(金) 17 時まで	参加申請書提出	次の様式に必要事項を記載し、E-mail で送信してください（全て PDF 形式）。 ・参加申請書（様式 1）
5/9(金)から 6/2(月) 17 時まで	提案書・見積書等提出	次の書類を E-mail により提出してください（全て PDF 形式、押印不要）。 ①提案書（PDF 形式、A4 横書、表紙・目次含み 20 ページ以内） ②業務実績（様式 2） ③業務実施体制（様式 3） ④見積書（様式 4）
6 月上旬	プレゼンテーション審査	場所：滑川市役所内会議室 時間：別途 E-mail で連絡します。
6 月中旬	結果通知	E-mail で各事業者へ通知します。
6 月下旬	契約内容確認 契約締結	契約候補事業者と、仕様等の最終確認を行い、契約を締結します。

6. 審査内容

本プロポーザルの審査項目と配点は次のとおりとします。

審査項目		様式等	内容	配点
書面 審査	業務実績	様式 2	過去に類似の業務に関する実績があり、本市における実証実験において成果が期待できるか。	10
	業務実施体制	様式 3	業務を安定的に遂行できる実施体制となっているか（責任者及びスタッフの実務経験・資格等）。	5
プレゼン テーション 審査	業務内容の理解度	提案書	・業務の目的や内容について十分に理解しているか。 ・妥当性があり、効果的な実施スケジュールとなっているか。	10
	セキュリティ対策	提案書	対象者（スマホ等の操作が困難な高齢者等）や支援者等（家族、民生委員等）の個人情報の保護やシステムのセキュリティを確保する手法が現実的なものとなっているか。	5
	拡張性	提案書	将来的にサービスを追加し、豊かな生活の実現や行政・社会課題等の解決につなげることが可能な仕組みとなっているか。	5
	サポート等	提案書	・対象者・支援者等及び市職員からの問い合わせに円滑に対応できる体制となっているか。 ・市職員や支援者等が円滑にデジタルツールを設置・設定可能なものとなっているか。 ・システムの障害対応や保守体制が明確となっており、安定した利用を期待できるものとなっているか。	15
	システムの操作性	提案書 ・デモ	・対象者が円滑に利用できる仕組み（ディスプレイサイズ、容易な基本操作、読み上げ機能の具備等）となっているか。	10
	結ネットとの連携	提案書	・市職員や町内会が結ネットを通じて配信する情報を円滑に受信・内容の確認ができる仕組みとなっているか。 ・対象者が結ネットで情報を閲覧したことを、発信者が確認できるものとなっているか。また、対象者が結ネット上で回答が可能な仕組みとなっているか。	15
	コミュニケーション・情報発信機能	提案書 ・デモ	・支援者等がビデオ通話やテキストメッセージ送信を通じて、対象者と円滑にコミュニケーションをとれる仕組みとなっているか。 ・対象者から支援者等に対して円滑にコミュニケーションをとれる仕組みとなっているか。	15
	追加提案	提案書 ・デモ	本業務に係る追加提案（費用の上限額の範囲内で実施できるものに限る。）があれば評価する。	10
価格審査		様式 4	見積費用（令和 7 年度費用＋令和 8 年度費用（見込み））について評価する。	15
合計				115

7. プレゼンテーション審査

「6. 審査内容」のうち「提案書」「デモ」の記載がある項目について、プレゼンテーション及びシステムのデモンストレーションを行ってください。

(1) デモンストレーション内容

次の内容について導入予定のデジタルツールを活用したデモンストレーションを実施してください。

- ・市職員または支援者等が対象者にテキストメッセージを送信し、対象者が確認する手順
- ・市職員または支援者等が対象者にビデオ通話を行う手順
- ・対象者が市職員または支援者等にビデオ通話等を行う手順（可能な場合）
- ・対象者が日常的にデジタルツールを活用するための工夫（コミュニケーション以外でデジタルツールに機能を備える予定があれば）
- ・追加提案（提案があれば）

(2) プレゼンテーションの時間・用意するもの

当日のプレゼンテーション・デモンストレーションは、事業者における参加者は4名までとし、用意5分、提案40分、質疑10分、片付け5分以内でお願いします。なお、用意いただくものは次のとおりです。

参加事業者が 用意	プレゼンテーション用 PC、デモンストレーション用端末 ※審査委員によるシステム操作は不要です。
市が用意	スクリーン又は大型ディスプレイ、プロジェクター、HDMI ケーブル、電源延長ケーブル

(3) その他

当日の追加資料配布は認めません（審査員は提案書データを閲覧）。

8. 価格審査

見積書（様式4）に次の費用を記載してください。

①令和7年度初期費用

②令和7年度月額費用

内訳として対象者に貸与する通信機器（ルータ・SIM等）の月額費用（●円×20人）を記載してください。

※対象者宅のWi-Fi等を利用可能な場合は、当該Wi-Fi等を利用予定

③令和8年度費用

令和8年4月～令和9年3月に本業務を継続する場合の費用を記載してください。

※令和8年度も実証実験を継続することを検討していますが、予算や交付金の都合等を踏まえて事業の実施を判断するため、現時点では未定です。

※令和8年度の対象者20名のうち10名は令和7年度からの継続利用（通年で利用）、残りの10名は新規利用（7月から利用開始）とし、新規利用者向けの説明会を1回開催する前提で、費用を積算してください。

9. 審査方法

本プロポーザルの審査は、市職員による運用事業者選定委員会で提案内容を評価し、審査の得点が最も高い事業者を、契約候補事業者として選定します。

なお、参加事業者が1社の場合においても審査を行います。

10. その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出後の提出書類等の追加、修正及び再提出は認めません。
- (3) 提出書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しません。
- (4) 審査の内容及び結果その他プロポーザルに関して一切異議申立てはできません。
- (5) 次の場合は、提出書類等は無効とします。
 - ①提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③提出書類等の作成に当たって不正行為が判明した場合
 - ④提出書類の内容が示された条件に適合していない場合